

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：地方自治法
根拠条項：第238条の4第7項
処分の概要：運転免許試験場コースの使用許可（運転の練習に係るものに限る。）
原権者（委任先）：北海道知事（北海道警察本部長、方面本部長）
法令の定め： 北海道財務規則第205条の17（行政財産の使用の許可）、第12条の2（知事の権限の委任）、運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規第2条（使用許可の申請等）
審査基準： 運転免許試験場コースの使用許可をする場合の審査基準は、別紙のとおり。
標準処理期間： 1日
申請先： 申請書は、当該申請に係る運転免許試験場に提出してください。
問合せ先： 北海道警察本部運転免許試験課技能試験係又は企画係（電話011-683-5770） 当該申請に係る運転免許試験場を管轄する各方面本部交通課技能試験係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （管轄が釧路方面の場合、釧路運転免許試験場（電話0154-57-5913） 帯広運転免許試験場（電話0155-33-2470）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備考：

## 別紙

### 1 使用許可の基準

#### (1) 使用許可の対象者

使用者（法人その他の団体が申請者である場合は、その構成員）は、次に掲げる者でなければならない。

ア 練習車両を運転することができる運転免許を現に受けている者又はこれを運転することができる国際運転免許証等を所持している者

イ アに掲げる者以外の者であって、指導員の運転指導を受けるもの

#### (2) 指導員の要件

指導員は、練習車両を運転することができる運転免許を現に受けている者又はこれを運転することができる国際運転免許証等を所持している者でなければならない。

#### (3) 指導員による運転指導の方法

指導員の運転指導は、練習車両が二輪車である場合は指導員を<sup>ちよ</sup>佇立させ、又は指導員を自動車等によって併走させる方法により、練習車両が自動車である場合は運転者席の横の乗車装置に指導員を同乗させる方法により行わせなければならない。

#### (4) 練習車両の要件

練習車両は、使用者が所有し、又は管理する自動車等（一時的に貸し出されたものを含む。）であって、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2章又は第3章に規定する保安基準に適合するものでなければならない。

### 2 使用不許可の基準

不許可とする基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察業務又はこれに付随する業務でコースを使用し、又は使用する予定があるとき。
- (2) コースを使用しようとする者又は指導員となろうとする者がコースその他の施設をき損し、又は大声、騒音等により運転免許試験場の秩序を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 悪天候、災害その他の事情によりコースを使用させることが適当でないとき。